

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏名 有田 浩規	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事	出張先 米国、カナダ
-------------	-------------------------	---------------

提出書面

平成27年9月7日付け報告書簡

キーワード欄

- ・アメリカ合衆国及びカナダにおけるプリトライアルの実情
- ・プリトライアル・カンファレンス等の傍聴
- ・ニュージャージー州裁判所、同裁判所民事局、ラトガース大学ロースクール、コロンビア特別区上位裁判所及び同区控訴裁判所、ラスウェル・フィッグ・エランスト&マンベック PC 法律事務所、連邦最高裁判所、オンタリオ州上位裁判所、ギルバートソン・デイビス法律事務所、ベンネット・ジョーンズ法律事務所、トロント市民事訴訟部、カリフォルニア州裁判所、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所、カリフォルニア大学バークレー校ロースクール及びウィルソン・ソンシニ・グッドリッチ・アンド・ロサッティ法律事務所への各訪問

平成27年9月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所 判事 有田 浩規

私は、平成27年1月31日から同年3月1日までの間、アメリカ合衆国（トレントン、ワシントンDC及びサンフランシスコ）及びカナダ（トロント）に短期在外研究のため出張しました。その概要は次のとおりです。

第一 訪問先及び傍聴等について

1 トレントン（平成27年2月2日から同月6日まで）

- (1) トレントンを州都とするニュージャージー州では、ミドルセックス郡裁判所 (Middlesex Vicinage Court), ニュージャージー州裁判所民事局 (Civil Practice Division, The Administrative Office of the Court), ハドソン郡裁判所 (Hudson Vicinage Court), ラトガース大学ロースクール (Rutgers University Law School) をそれぞれ訪問した。
- (2) ミドルセックス郡裁判所においては、民事主席裁判官による民事事件のケース・マネジメント・カンファレンス (case management conference) のほか、和解協議 (settlement conference), 調停委員による調停, トライアル (trial) 等を傍聴し、トライアル・コート・アドミニストレーター (Trial Court Administrator) から手続説明等を受けた。

ニュージャージー州裁判所民事局においては、同民事局長及び課長ら5名と面談し、プリトライアル (pretrial) 段階における裁判所及び当事者代理人の役割等について、インタビューを実施した。

ハドソン郡裁判所においては、建物明渡請求事件の集団審理の傍聴やケース・マネジメント・カンファレンスの傍聴を行うとともに、裁判官から傍聴事件の説明等を受けた。

ラトガース大学ロースクールにおいては、同ロースクールで教鞭を執る教授2名（いずれもニュージャージー州の弁護士として活動されている。）に対し、インタビューを実施したほか、同ロースクールに集まっていた裁判官1名及び弁護士2名に対しても、インタビューを実施した。

2 ワシントンDC（平成27年2月9日から同月13日まで）

(1) ワシントンDCにおいては、コロンビア特別区上位裁判所（The Superior Court of the District of Columbia），ラスウェル・フィッグ・エランスト&マンベックPC法律事務所（Rothwell, Figg, Ernst & Manbeck, P.C.），コロンビア特別区控訴裁判所（The District of Columbia Court of Appeals）及び連邦最高裁判所（Supreme Court of the United States）を訪問した。

(2) コロンビア特別区上位裁判所においては、裁判官と面談し、インタビューを実施した後、ケース・マネジメント・カンファレンスを傍聴した。ラスウェル・フィッグ・エランスト&マンベックPC法律事務所においては、所属弁護士3名と面談し、インタビューを実施した。コロンビア特別区控訴裁判所においては、口頭弁論を3件傍聴し、連邦最高裁判所の施設見学及び手続等の説明を受けた。

3 トロント（平成27年2月16日から同月20日まで）

(1) トロントにおいては、オンタリオ州裁判所（Ontario Court of Justice），オンタリオ州上位裁判所（Ontario Superior Court of Justice），ギルバートソン・デイビス法律事務所（Gilbertson Davis LLP），ベンネット・ジョーンズ法律事務所（Bennett Jones LLP），トロント市民事訴訟部（Toronto Litigation Section）を訪問した。

(2) オンタリオ州裁判所及びオンタリオ州上位裁判所においては、プリトライアル・カンファレンス、トライアルを傍聴したほか、担当裁判官に対するインタビューを実施した。

ギルバートソン・デイビス法律事務所、ベンネット・ジョーンズ法律事務所及びトロント市民事訴訟部においては、それぞれ所属弁護士らに対するインタビューを実施した。

4 サンフランシスコ（平成27年2月23日から同月27日まで）

(1) サンフランシスコにおいては、カリフォルニア州のサンフランシスコ郡裁判所 (The Superior Court of California, County of San Francisco) 及びアラメダ郡裁判所 (The Superior Court of California, County of Alameda)、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所 (United States District Court Northern District of California)、カリフォルニア大学バークレー校ロースクール (University of California, Berkeley School of Law)、ウィルソン・ソンシニ・グッドリッヂ・アンド・ロサッティ法律事務所 (Wilson Sonsini Goodrich & Rosati Professional Corporation) を訪問した。

(2) カリフォルニア大学バークレー校ロースクールでは、民事訴訟を担当する教授2名に対するインタビューを実施し、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所では、和解協議を傍聴するとともに、裁判官に対するインタビューを実施した。ウィルソン・ソンシニ・グッドリッヂ・アンド・ロサッティ法律事務所においては、所属弁護士に対するインタビューを実施した。カリフォルニア州サンフランシスコ郡裁判所においては、トライアルを2件傍聴し、同州アラメダ郡裁判所においては、プリトライアル・カンファレンスを3件傍聴するとともに、民事主席裁判官に対するインタビューを実施した。

第二 プリトライアルの実情等について

1 プリトライアルについて

プリトライアルとは、アメリカ及びカナダ等において、訴状、答弁等が提出

されるプリーディング（pleading, 訴答手続）と呼ばれる手続の後、事実審理（証拠調べ）を行うトライアルの前の段階で行われる手続を指しており（もつとも、トロント〔カナダ・オンタリオ州〕では、厳密には、証拠等の開示手続であるディスカバリー〔discovery〕の後、トライアルの前に行われる手続のみをプリトライアルと呼ぶようであるが、本研究では、ディスカバリーも含め、トライアル前の手続を対象とした。），プリトライアルとトライアルとは明確に区分されている¹。プリトライアルの段階においては、主にトライアルに進むための準備として、争点の整理や証拠の保全を行うとともに、和解等の協議が行われており²、その位置付けとしては、さながら我が国の民事事件における争点及び証拠の整理手続（民事訴訟法164条以下）や和解（民事訴訟法89条）に相当するものと捉えることができる。現在、民事事件を担当する当職としては、日頃、迅速かつ充実した争点整理を行うとともに、適切な時期及び内容で和解を勧めることに苦心しており、アメリカ及びカナダにおける実情や取組みに強い関心を抱いたことから、各訪問地において、プリトライアルの実情等につき、手続の傍聴やインタビュー等を行うこととした。

2 各訪問地におけるプリトライアルの実情等について

当職が本研究により訪問したアメリカ及びカナダの裁判所等においては、プリトライアルの実情等につき、共通点はあるものの、裁判所ごと、裁判官ごとに、多くの相違点が見られた。我が国の裁判所及び裁判官と比較すると、その相違点は大きく、このこと自体が一つの特徴ではある。もとより短期間かつ4都市の訪問により、アメリカ及びカナダにおけるプリトライアルの実情等を全て把握することは困難であり、あくまで当職が見聞した範囲で、その実情等を

¹ 浅香吉幹「アメリカ民事手続法〔第2版〕」3頁以下参照

² アメリカでは、ディスカバリーを含めたプリトライアルの手続に膨大な時間を要することがあるため、訴訟遅延の解消を目的に、長年、ケース・マネジメントへの取組みが行われている。浜野惺ほか「アメリカにおける民事訴訟の運営」（司法研究報告書第46輯第1号）6頁以下、95頁以下参照

報告し、若干の考察等を加えることとしたい。

(1) トレントン

ア トレントンを州都とするニュージャージー州の裁判所においては、原告は、訴状に、ケース・インフォメーション・ステイトメント (Case Information Statement) と呼ばれる書面を添付すべきものとされ、通常民事事件は、上記書面に基づき、事件の難易度等を考慮して、事件類型に応じてトラック (Track) 1 から 4 までの 4 段階のいずれかに分類される。

当事者は、トラックごとに定められたディスカバリー期間に応じて、裁判所外で、ディスカバリーとして、相手方に対する質問書 (interrogatory) 及び文書等の提出要求 (requests for production of document)、宣誓供述書 (deposition) 等により、当該事件に関する情報及び証拠を収集し、当事者間で争点整理を行い、ディスカバリー等に関して争いが生じた場合には、裁判所に申立てを行い、これに対する裁判所の判断を受けて、更にディスカバリーを進めていくとのことであった。この点、当職がインタビューをした弁護士の方の中には、各トラックの期間は概ね適切であるが、トラック 1 (賃貸借、不動産等に関する事件で、ディスカバリーの期間は 150 日) については、少し時間が短いと感じることがあるとの意見があった。

イ ニュージャージー州の裁判所では、トラック 1 から 3 までの事件については、裁判所が必要と判断した場合には、特定の裁判官による進行管理が行われ、その場合は、少なくともディスカバリーまでは同一の裁判官が担当することになる。これに対し、トラック 4 の事件 (複雑な商事問題や複雑な建築問題のある事件で、ディスカバリーの期間は 450 日) については、特定の裁判官が訴え提起時からトライアルまで担当することになるため、その裁判官により進行管理が行われることであった。

裁判官は、当事者に対し、ディスカバリーに関する具体的なスケジュール

ルを定める命令を出したり、ケース・マネジメント・カンファレンスを開催して、ディスカバリーの進捗状況やディスカバリーの障害となっている具体的な事情等を確認したりし、トラック1から3までの事件については、トラックごとのディスカバリー期間から一定期間経過後においては、民事主席裁判官によるケース・マネジメント・カンファレンスが開催されるなどし、ディスカバリー期間の延長も含めて、進行管理が行われていた。

ウ 当職がミドルセックス郡裁判所で傍聴したケース・マネジメント・カンファレンスにおいては、100件程度が同一日時に指定されていたところ、半数程度の事件についてはカンファレンス開始までに和解等により終了し、残り半数程度の事件の代理人がカンファレンスに一堂に会して出席していた。この手続を主宰する民事主席裁判官は、事件ごとに、トライアルの準備ができているかどうかを確認し、トライアルの準備ができている場合には、具体的なトライアルの予定を立てるなどする一方で、トライアルの準備が未了の場合には、個別に裁判官の執務室に移るなどして、裁判官及び両当事者において、その事情は何か（例えば、専門家証人の準備が未了であるなど。），当該事情の解決策や時期的な目処等について、活発に議論をし、今後の進行予定が立てられていた。また、その際には、和解による解決の可能性がないかについても協議し、和解の可能性がうかがえる場合には、他の裁判官により和解協議が行われることもあった。

このように、裁判官は、当事者の意向等を聴きながら、迅速に裁判を進めるため、専ら事件の進行管理を行うことに注力しており、プリトライアルの段階で、裁判所が主張及び証拠を精査し、争点整理を行うといった機会は基本的には存在せず、あくまで当事者がディスカバリーを通じて争点整理を進めるものとされていた。

エ 当職がミドルセックス郡裁判所で傍聴した和解協議（交通事故による損害賠償請求事件）においては、裁判官は、専ら当事者と交互に面談し、和

解の意向や希望金額等を確認し、それを相手方に伝え、双方に譲歩を促すといった方法で和解を進めており、この期日では結論が出なかつたため、続行することとなつた。裁判官は、当該事件では、和解のみを担当し、事案の概要程度を把握して和解に臨んでおり、一般的な事件の筋といった点は考慮に入れつつも、具体的な事件の見立てや暫定的な心証を示して当事者を説得するなどといったことは行われていなかつた。

なお、その後、別の調停事件（美容店での施術ミスによる損害賠償請求事件）を傍聴した際には、調停官2名は、当事者が提出した主張書面と添付の書証類を検討し、代理人とともに出頭した当事者本人に対して、訴訟を進めた場合の見込み等を示しながら、話し合いを促しており、上記の和解協議とは多少異なる印象を受けた。

ニュージャージー州の裁判所では、トライアルまで進む訴訟事件は全体の3ないし5パーセント程度にすぎず、多くの事件が和解等により終了しているとのことであった。その要因としては、①トライアルに進んだ場合に要する費用、特に弁護士費用が相当高額になること、②トライアルにおいて陪審がどのような判断をするのかの予測がつきにくいこと（ニュージャージー州の裁判所では、トライアルに進む訴訟事件のうち、およそ95パーセントが陪審により審理されることであった。）などが挙げられていた。

オ また、当職がハドソン郡裁判所で傍聴したケース・マネジメント・カンファレンス3件については、民事主席裁判官が、トラック4に分類される建築関係事件や、ディスカバリー等に支障が生じている10年以前の道路損壊事故による損害賠償請求事件等に関し、個別に進行管理を行っていたものであった。カンファレンスにおいては、裁判官及び当事者が、法廷や執務室において（出頭できない代理人については、電話会議が利用されていた。），専門家証人の宣誓供述書が準備できていないなどの事情があ

り、ディスカバリーの期間を延長するかどうかなどを協議し、裁判官からは、これ以上の準備ができないのであれば、訴えを却下する可能性を示唆されるなど、厳しい対応をされる場面もあった。

カ ニュージャージー州の裁判所では、かつては、一定類型の事件を除き、争いのある全ての事件で、プリトライアル・カンファレンス (pretrial conference) が開催されていたが、一律に開催することは代理人や裁判官の時間の浪費であるといった考えもあって、任意的に開催することができるものとされている。プリトライアル・カンファレンスが開催された場合には、当事者は、事前に、請求の内容や争いのない事実、争点、証人の数や時間等を記載した書面 (pretrial memorandum) を提出することを求められ、プリトライアル・カンファレンスにおいて、上記の各事項を協議した後、上記の各事項を定めたプリトライアル・オーダー (pretrial order) を作成するとのことであった。また、裁判官が、当事者に対し、陪審に対する説示 (jury instruction) の案を示すように指示することもあるとのことであった。しかしながら、プリトライアル・カンファレンスについては、任意的な開催にとどめられているものもあって、残念ながら、当職が傍聴する機会には恵まれなかった。

(2) ワシントンDC

ア ワシントンDCのあるコロンビア特別区の上位裁判所においては、アメリカ連邦法を基礎にしており、民事事件については、裁判官に事件を特定して配てんするという処理態勢が採用され、当該裁判官がトライアルまで担当することとなっていた。事件の進行については、裁判所により、事件類型等に応じて、ディスカバリーやADR等に要する期間等が定められるなど、裁判所が早期に事件の進行に関与するものとされていた。

イ 当事者は、ニュージャージー州と同様に、裁判所外で、口頭や文書等でやり取りをしながら、ディスカバリーを進め、その結果に基づいて争点整

理を行い、ディスカバリーを終えると、プリトライアル・カンファレンスが行われるところ、このカンファレンスに先立って、両当事者は、裁判所の指示に従い、共同で、双方の主張の要旨や争点、証人等の予定や陪審に対する説示案等を記載した書面（ジョイント・プリトライアル・ステイトメント [joint pretrial statement]）を提出するものとされていた。裁判官は、上記書面に基づき、事件の概要等を把握した上で、プリトライアル・カンファレンスに臨み、両当事者と活発に議論をして、トライアルの予定を立てるなどし、トライアルの準備が不十分の場合には、期日が続行され、トライアルの準備ができている場合には、証人等の予定を定めたプリトライアル・オーダーを作成することであった。

もっとも、ディスカバリー等に関する各種申立ての審理や和解については、事件の配てんを受けた裁判官ではなく、事件を終局させる決定・判決以外の事項を処理する権限を有するマジストレイト・ジャッジ（Magistrate Judge）等に委任され、処理するものとされていたが、マジストレイト・ジャッジ等による和解協議の内容等については、事件担当の裁判官には伝えられない扱いとなっていた。

ウ このように、プリトライアルの段階では、裁判官は、直接には事件内容に関与することではなく、ディスカバリー等の期間を設定し、各種申立てに対する判断をし、当事者をして、ジョイント・プリトライアル・ステートメントを作成・提出させ、プリトライアル・カンファレンスで証拠調べの順序や範囲を確定することを通じて、両当事者による争点整理を適切に主導するといった形で関与していた。

エ ワシントンDCにおいても、9割以上の事件が、トライアルに進む前に和解等により終局することであった。その要因として、①ディスカバリーに相当の費用及び時間を要すること（例えば、特定のキーワードの入ったメールが開示の対象となった場合、全てのメールをチェックして抽出

し、印刷してファイルに綴じて相手方に交付した上、相手方に交付したものを把握するため、交付した側も同様のファイルを作成して訴訟終了まで保管する必要があり、これらに要する人件費、用紙代及び保管料等やこれらの作業に要する時間などが挙げられる。），②トライアルに進んだ場合に要する費用、特に弁護士費用が高額になる可能性があること、③トライアルにおいて陪審がどのような判断をするかの予測がつきにくいことなどが挙げられていた。

もっとも、当職がインタビューした弁護士らによれば、陪審による審理につき、判断の予測困難性があったとしても、当事者本人に、陪審による審理を避け、裁判官による審理を求めるといった考えは余りなく、陪審により審理することが当然であると考えているようであること、弁護士としても、特に裁判官による審理を勧めることはしないとのことであった。

(3) トロント

ア トロントが属するカナダ・オンタリオ州においては、イギリス法が適用され、コモン・ローの下で、裁判手続としては、プリーディング（訴答手続）、ディスカバリー（証拠等の開示手続）、トライアル（証拠調べ手続）の流れが採られており、概ね米国と同様の訴訟手続となっている。もっとも、オンタリオ州の裁判所では、訴え提起から5年以内に、ディスカバリーを終え、トライアルに向けた準備を完了（set down for trial）するものとされ、プリトライアルとは、その後、プリトライアル・カンファレンス等が開催され、トライアルの準備が行われる段階を指すものとされている。なお、ディスカバリーにおける進行管理については、別途のケース・マネジメントとして扱われている。

イ 当事者双方は、プリーディング（訴答手続）後、ディスカバリーを進め、これを終え、プリトライアルの段階に入ると、新たな申立てや主張の修正を行うことが厳しく制限され、プリトライアル・カンファレンスに先立つ

て、事案の概要、双方の主張及び争点、和解の意向等を記載した書面（プリトライアル・メモランダム [pretrial memorandum] などと呼ばれる。）及び重要な書証を提出することとされている。プリトライアルを担当する裁判官は、上記書面及び書証を検討し、プリトライアル・カンファレンスの準備を行うところ、当職がインタビューした2名の裁判官は、いずれも、プリトライアル・メモランダム等に基づき、事件の内容等を検討したメモを作成して期日に臨んでいた。

ウ 当職がオンタリオ州上位裁判所で傍聴したプリトライアル・カンファレンスにおいては、まず和解協議が行われていた。裁判官は、当事者（本人及び代理人）³と交々に面談し、プリトライアル・メモランダム及び書証に基づいて形成した一定の心証や事件の見立てを示しながら、和解に向けた説得を行い、代理人弁護士においても、事件の見立てのほか、資力の有無・程度や保険加入の有無等の事情を開示して、裁判官及び当事者が積極的に和解の可能性を模索していた。

当職が傍聴した事件のうち、リゾート施設における女児の負傷事故による損害賠償請求事件においては、上記のような進め方で、双方が譲歩し、施設側が一定金額を支払う内容の和解が成立した。

このようにして和解が成立する事案もあれば、和解の検討のため続行期日が入れられることもあり、当職が傍聴した事件のうち、自動車事故に基づく保険金請求事件においては、裁判官が、支払を否定する保険会社側に対し、トライアルに進んだ場合の判決の見通し等を示しながら説得し、一度持ち帰って検討するため、和解協議が続行された。

和解の可能性も見出せない場合には、トライアルの準備として、争いのない事実、争点、証人等の内容・順序・時間、トライアルの時期、陪審に

³ トロントでは、プリトライアル・カンファレンスには、当事者本人も出頭すべきものとされている。

による審理か、裁判官による審理か等を定め、裁判官がこれらの内容をプリトライアル・リポート (pretrial report) と呼ばれる書面にまとめて手続を終えていた。当職が傍聴した事件のうち、雪道での転倒事故によるトロント市に対する損害賠償請求事件においては、負傷者である原告がトロント市（被告）から提示された和解金額を受け入れなかつたことから、和解協議が打ち切られ、プリトライアル・リポートが作成され、トライアルに進むことになった。プリトライアル・リポートには、和解の状況等については記載せず、トライアルを担当する裁判官に対しても和解の状況等は知らせないとのことであった。

概ね、このような手順が踏まれ、当職が傍聴したプリトライアル・カンファレンスについては、1件2時間ないしこれを超える程度の時間が費やされていた。

なお、アメリカでは、原則として、当事者のいずれか一方が陪審による審理を望む限り、トライアルは陪審により審理される⁴のに対し、オンタリオ州では、一定の事件について、陪審による審理を求めることが可能とされ、当事者双方が陪審による審理を求めなければ、裁判官による審理とされており、複雑で専門的知見を要するなどの一定の事由がある場合やトロント市が被告となっている場合には、陪審による審理はできないこととされている。このような違いから、オンタリオ州の裁判所では、陪審による審理は、主に交通事故による損害賠償事件等を中心とする一部の民事事件で行われている程度であろうと言われていた。

エ オンタリオ州上位裁判所では、建築関係訴訟等の一定の類型の訴訟を除き、プリトライアルを担当する裁判官は、トライアルを担当せず、別の裁判官によるものとされている。このようにプリトライアルとトライアルを

⁴ 浅香・前注1「アメリカ民事手続法〔第2版〕」97頁以下、浜野ほか・前注2「アメリカにおける民事訴訟の運営」67頁以下参照

担当する裁判官が分けられている理由について、裁判官及び弁護士の方々に尋ねたところによると、プリトライアル・カンファレンスにおける和解協議の際に、トライアルには提出されない証拠や事情（代理人の見立て、資力の有無・程度、保険加入の有無等）が裁判官に開示されており、これらの事情は、トライアルに影響を及ぼすおそれがあるから、トライアルを担当する裁判官はこれらの事情を知ることなく、トライアルに提出された証拠に基づいて判断すべきであるとの考えに基づくようである。

上記のとおり、建築関係訴訟のような専門的で類型的に難易度の高い事件については、建築関係訴訟を担当する裁判官（オンタリオ州では2名のみとのことであった。）に配てんされ、全件、ケース・マネジメントが行われ、プリトライアルのみならず、トライアルも担当するものとされているが、この場合であっても、和解協議については、別の裁判官が担当することとされていた。

また、トライアルを担当する裁判官は、トライアル前には、訴状、答弁書のほか、プリトライアル・リポートを確認する程度で、主張の詳細や具体的な証拠の内容については、トライアルで初めて接することとなり、プリトライアル・リポート以外に口頭又は文書による引継ぎなどは受けていなかった。

オ　トロントにおいても、トライアルにまで至る事件は全体のおよそ5ペーセント程度で、多くの事件が和解等により解決されるとのことであった。その要因としては、トロントにおいても、①ディスカバリーを進めるに当たって、相当の手間・時間と費用を要すること、②トライアルまで進んだ場合に要する費用、特に弁護士費用が高額となることが挙げられていたが、その他に、③トロントの弁護士数がそれほど多くなく、互いに和解協議等を進めやすい状況にあることを挙げる弁護士も存在した。

(4) サンフランシスコ

ア カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所においては、アメリカ連邦法の適用を受けるため、コロンビア特別区上位裁判所と同様、民事事件については、裁判官に事件を特定して配てんするという処理態勢が採用され、当該裁判官がトライアルまで担当し、ディスカバリーに関する各種申立等の審理や和解については、マジストレイト・ジャッジ等に委任され、処理するものとされており、和解協議の内容等を含む、他の裁判官による処理状況については、事件担当の裁判官には伝えられない扱いとなっていた。

このような役割分担や扱いがされる理由について、サンフランシスコでも、裁判官や弁護士の方々に尋ねたところでは、トロントと同様に、当事者としては、和解協議では自らに不利な点も含めて正直に説明しており、このような不利な点までトライアル担当の裁判官に知られたくないこと、これらの点が裁判官に知られることで、たとえ陪審による審理であっても、審理に影響を及ぼすものと考えられていること、裁判官においても、当事者のこのような意識に配慮しないことは裁判所の公平・公正らしさに良くない影響を及ぼすものと考えられているといったところに理由があるようであった。

イ 一方、カリフォルニア州裁判所においては、かつては、プリトライアルを担当する裁判官とトライアルを担当する裁判官を分けるものとされていたが、アラメダ郡裁判所では、裁判官による進行管理を適切に行うため、裁判官に事件を特定して配てんし、手続の最初から最後までを担当することに変更されていた。もっとも、アラメダ郡裁判所においても、和解については、事件担当の裁判官とは別の裁判官が担当することであった。

ウ ディスカバリーにおいては、他の訪問地と同様で、代理人は、依頼者から相当な時間をかけて、事実関係を聴取し、証拠文書等を準備し、互いに開示をするところ、事案によっては、証拠文書等が膨大な数に上ることもあるが、例えば、営業秘密等を不当に獲得することを目的として、訴訟と

の関連性の低い文書の開示を求める場合や、不必要的な文書もまとめて開示し、真に重要な書類を紛れさせようとする場合など、濫用的に使用されることがあるとの話もあった。

エ 和解協議においては、当事者は、事前に、それぞれ、事案の概要、争いのない事実、争点、主張、法令関係、和解における立場等を記載したメモを提出するものとされ、和解協議を担当する裁判官は、当該メモにより事案を把握し、和解に臨んでいた。和解協議においては、専ら当事者と交互に面談し、当事者から事情や和解金額等を聴き取り、これらを相手方に伝え、和解を促し、両者の隔たりを調整しようとしており、当該事案の見立てや現時点の心証を開示するなどといったことは行われていなかった。

サンフランシスコにおいても、多くの事案がトライアルに進む前に和解等により解決されるとのことで、その要因としては、やはりトライアルまで進んだ場合の費用、特に弁護士費用が高額になることが挙がっていた。アラメダ郡裁判所の民事主席裁判官によれば、1980年代頃までは、近時ほど、和解率が高かったという印象はなく、1990年代に入り、調停等が積極的に進められるようになったこと、トライアルに要する費用が次第に高額になったことなどから、和解率が高くなったように思われるとのことであった。

オ プリトライアル・カンファレンスにおいては、他の訪問地と同様に、トライアルの準備ができているか、和解等のトライアル以外の解決方法があるか等を確認し、トライアルに進む場合には、証拠調べの範囲・順序・時間等を定めていた。また、当事者には、陪審に対する説示や評決の形式 (verdict form) の案を提出させることもあるとのことであった。陪審に対する説示については、裁判官及び弁護士らによって、基本的な事件類型について、充実した説示例が作成されており、これを基礎に作成することであった。もっとも、トライアルに進んだ後に、説示案を修正する必要

が生じることもあり、説示案の修正を巡って紛糾する場合もあるとのことであった。

3 プリトライアルの実情等からうかがわれる争点整理及び和解について

(1) 争点整理について

ア プリトライアル・カンファレンスやケース・マネジメント・カンファレンスにおいては、裁判官及び当事者双方が、裁判官の執務室等において、非公開で一つのテーブルを囲んで進められることが多く、時には法廷を利用したり、電話会議で行われたりし、今後の進行予定等について、率直で活発な議論が交わされ、和解による解決を積極的に志向するなど、外形的には、我が国における弁論準備手続のような雰囲気があった。

また、ディスカバリー等の訴訟進行に関する各種申立てに対する審理 (motion hearing) においても、申立てをした当事者が裁判官に対し口頭で理由を説明し、相手方も口頭でこれに対する反論を行うなど、活発な口頭議論が行われ、裁判官は、これらに適切に対処しているのが印象的であった。

イ もっとも、いずれの訪問地においても、裁判官は、プリトライアルの段階では、ディスカバリー等に関する各種申立てを判断することや、プリトライアル・カンファレンス等において、当事者からの報告に基づき、期限を設定すること等によって争点整理に関与しており、直接的に証拠等に触れる機会に乏しく、あくまでディスカバリーの範囲や期間等を合理的なものにコントロールし、トライアルで取り調べる証拠等の整理、検討を促すことで、間接的に争点整理を進めていく、言い換えれば、当事者が争点を整理・形成することを適切に主導する役割を果たしていくことに主眼があるものであった。もっとも、このような役割の中でも、トラック・システムを採用したり、当事者共同でのメモの作成及び提出を求めたり、裁判所ごとに進行管理に関する関与の内容及び程度については、それぞれ特色を有していた。

ウ これらと比較すると、我が国においては、裁判官自身が、事案の解明のために積極的に関与することが期待され、訴訟の早期の段階から書証等の取調べを行いながら、紛争の実態を考慮しつつ争点整理を行い、心証を積み上げており、各訪問地の状況とは大きく異なるものであるといえる。

このように、裁判官の役割に違いが生じる理由としては、アメリカ及びカナダ・オンタリオ州においては、訴答手続 (pleading) の後、当事者間において、裁判所外でディスカバリーを行うことによって争点整理が進められていくという裁判手続の仕組みによるところが大きいものと考えられ、ディスカバリーを有しない我が国とでは、必然的に裁判所の役割に違いが生じるのではないかと思われた。そして、我が国よりも当事者主義を徹底するアメリカ及びカナダ・オンタリオ州においては、裁判官を公正中立な判断者と捉え、積極的に紛争の実態を把握することや事案を解明することは期待されていないばかりか、むしろそこまですべきではないとの考えが基礎にあるように感じられた⁵。もっとも、裁判所及び裁判官等によって程度の差はあるようで、当職の印象としては、トロント（カナダ・オンタリオ州）では、他のアメリカ国内の訪問地と比較して、裁判官がプリトライアル・メモランダムに基づいて争点整理の内容に関与する姿勢をより有していたように思われた。

エ そして、一般的な民事事件については、我が国のように、裁判官が書証等を取り調べ、釈明や心証開示をして、直接的に争点整理に関与しなくても、当事者間でディスカバリーを行うことで自ずと争点整理が進むものと考えられており、各訪問地においても、ディスカバリーに関する問題はあっても、争点整理自体の問題については、余り聞かれなかった。

⁵ カリフォルニア大学バークレー校ロースクールでのインタビューにおいては、裁判官は、いずれの手続においても、レフリーとしての立場を維持し、公平であることが求められ、プレイヤーになってはいけないと考えられている旨の説明を受けた。

当職は、日頃、充実した争点整理を進めるために、裁判所による積極的な関与を意識していることから、両当事者のみで充実した争点整理を進めることをイメージしにくいところはある。あくまで私見ではあるが、我が国ほどの要件事実的整理や詳細な事実整理を要しないようにうかがわれること、我が国より当事者主義が徹底され、争点整理は当事者の権能と責任で行うものとされていること、原則として事実誤認が上訴理由とされておらず⁶、上訴審において争点整理の問題が取り上げられることは多くないことなどと関係があるのかもしれない。

オ 以上のような差異はあるものの、各訪問地の裁判所において、計画的な審理を行うに当たり、ディスカバリー等のスケジュールを定める命令やトライアルの予定を定めるプリトライアル・リポート等のように、書面等により可視的に審理計画を立てることは有効であり、参考になるものと思われた。我が国の民事訴訟法には、計画審理制度（民事訴訟法147条の3）が定められているものの、同制度を利用するまでには至らない事件においても、審理計画を書面等の可視的な方式で策定し、両当事者との間で認識を共有することは、事件の進行に好影響を及ぼす可能性が高いのではないかろうか。

また、アメリカ及びカナダ・オンタリオ州では、ディスカバリー、モーション・ヒアリング、プリトライアル・カンファレンス等において、口頭での議論が活発に交わされることはいうまでもないが、例えば、形成された争点等については、両当事者の間でプリトライアル・メモランダム等においてまとめられ、プリトライアル・カンファレンスを経て、裁判官によりプリトライアル・リポート等として整理されるほか、陪審に対する説示又は評決の形式となって整理されており、口頭の議論のみで終わらせるの

⁶ アメリカに関しては、浅香吉幹・前注1「アメリカ民事手続法〔第2版〕」163頁以下参照

ではなく、最終的には書面で整理することが重要であるとも感じられた。この点、形式等は異なるものの、弁論準備手続を終結するに当たって、争点整理の結果を書面で整理し、両当事者との間で認識を共有することは、やはり有用ではないかと感じられた。

(2) 和解について

ア 当職が訪問先で傍聴した和解協議では、いずれも、裁判官が当事者と交互に面談して和解協議を進めており、双方対席でなければならないといった考え方を前提にしたものではなかった。トロントの裁判所では、プリトライアル・カンファレンスに、当事者本人の出頭が求められているため、和解協議において、裁判官が当事者本人に直接対話するといった場面を見ることができた。そして、いずれの裁判官も、和解協議に熱心に取り組み、2時間を超える協議を経て和解に至った事例や更に和解協議を続行することとなった事例、トライアルに進むまでに何度も和解協議の機会が作られた事例などがあった。

このように、我が国における和解協議の取組みと共通点を見出せるところや、我が国よりも和解に積極的な姿勢を垣間見ることができた。

イ もっとも、当職が傍聴した和解協議では、我が国のように、裁判官が争点整理の過程において形成した暫定的な心証を開示しつつ、和解を勧試したり、時には和解案を提示したりすることなく、基本的には、当事者の和解金額等の意向をすり合わせる進め方をしていた。もちろん、裁判所及び裁判官等によって程度の差はあり、当職がトロントで傍聴した事件では、裁判官が当事者から提出されたプリトライアル・メモランダム及び添付の証拠に基づいて形成した一定の心証を開示し、当事者に和解を促していた。

これらは、主に、プリトライアルの段階においては、裁判官が直接的に証拠等に触れる機会に乏しく、暫定的であっても、当該事件の心証を形成することが難しいことに起因するものと思われた。

ウ また、各訪問地の裁判所では、訴え提起の段階で事件を裁判官に配てんする処理態勢となっているか、訴訟の各段階で異なる裁判官が担当する処理態勢になっているかなどの違いはあったものの、トライアルを担当する裁判官は、和解協議には関与しない仕組みとなっており、和解協議の詳細は知らされないものとされていた。

この点は、特定の裁判官が、特定の事件の争点整理、証拠調べ、和解協議及び判決の全てを担当することを原則とする我が国とは異なっていた。各訪問地では、前記(1)ウのとおり、当事者及び代理人は、裁判官に対し、トライアルにおいて、予断や偏見を排除し、公正中立な立場で判断することを求めており⁷、和解協議においては、トライアルを担当しない裁判官だからこそ、トライアルには提出されない証拠や事情を開示することができるのであって、これらを制度的に担保するために、上記仕組みを採っているようであった。

エ 裁判官は、和解に積極的な姿勢を有しているとはいえる、暫定的な心証を開示して説得するといったことが行われていないにもかかわらず、訪問先のいずれの裁判所においても、トライアルに進む前に和解等により解決される事件は全体の9割を超えており、その割合は相当に高い。

その要因については、①ディスカバリー等において相当の手間・時間と費用を要すること、②トライアルに進んだ場合には、弁護士費用など、更に高額の費用を要すること、③トライアルにおいて陪審がどのような判断をするかの予測がつきにくいことなど、訴訟制度について、決して肯定的

⁷ 前注3のカリフォルニア大学バークレー校ロースクールでのインタビューのほか、各訪問地において、しばしば、良い裁判官というのは、当事者からよく事情を聴き、当事者の気持ちや重視する点を理解し、公正・公平な立場を維持していることであるといった意見を耳にした。実際、和解協議において、代理人や本人がまくし立てるように話した場合（当職ではとても聞き取れなかった。）でも、裁判官は、時に軽いジョークを交え、時に笑顔を見せながら、それを聴き取り、代理人や本人の気持ちを和らげつつ、和解条件の譲歩を検討するように説明していた。

ではない理由が挙げられていた。

もっとも、弁護士にとっては、訴訟の結果にかかわらず、依頼者が高額の弁護士費用を支払う資力を有しているのであれば、あえて和解を勧める必要はないとも考えられるし、陪審による審理を信頼できないのであれば、一定の条件があるものの、裁判官による審理を求めることが可能である⁸。

しかしながら、アメリカでは、陪審が司法の不可欠な要素として根付いており⁹、前向きに和解を検討するに当たっての考慮要素とはなっても、和解を拒絶することと陪審を回避することとはつながらないようである。

また、当職がトライアルを傍聴した様子では、高額の弁護士費用を受け取ったとしても、トライアルに進んだ場合の弁護士の負担も相当なものであろうと思われた。また、それよりも印象的であったのは、当職が面談及びインタビュー等をした弁護士の方々の多くは、和解協議に真摯に取り組み、和解による解決を目指す意識や姿勢を有していたことであった。我が国と比較すると、ディスカバリーによって証拠の有無や内容が判明し、代理人自身が、事案の優劣等を判断しやすく、依頼者に対しても、その優劣等を説明しやすい状況にあり、弁護士の上記の意識や姿勢と相まって、我が国の裁判官が行う暫定的な心証の開示等と同様の役割を担っている面があるのでないかとも思われた。もちろん、これらの要因のみで高い和解率を十分に説明することができるのはいえないが、代理人自身が和解等による解決に積極的かつ肯定的であるといった要素は、和解率の高さに大きく影響しているように思われた。

オ 以上のように、裁判官として和解に臨む姿勢について、見習うべき点が多く、かつ代理人の意識や姿勢が和解の成否に大きく影響することを再認

⁸ カナダ・トロントでは、他のアメリカ国内の訪問先と比べて、裁判官による審理の割合は高い。

⁹ 陪審研究について、浅香吉幹・前注1「アメリカ民事手続法〔第2版〕」101頁以下参照

識させられた。また、ディスカバリーの制度を有しない我が国の民事訴訟においては、和解の成否の検討に当たっても、代理人が事案の解明をすることには限界があり、裁判官が証明権の行使や争点整理のための心証開示を適切かつ十分に行い、事案を解明していく必要性が高いことも再認識することができた。

(3) 最後に

本研究により、アメリカ及びカナダの司法制度には、我が国と大きく異なる点があることを改めて実感する一方で、事件の適正かつ迅速な解決といった大きな理念には共通点があり、それに向けてアプローチは異なっても、裁判官、弁護士を始めとする司法関係者が真摯に取り組んでいることを直接、見聞する機会を得られた。

各訪問地では、多忙であるにもかかわらず、多くの裁判官、弁護士及びロースクールの教授等の方々から、惜しみない協力を得て、貴重な経験談や説明等を聴取するとともに、民事事件における各種手続の傍聴や施設の見学等を行うことができ、心より感謝をしている。また、各地の訪問や準備に当たって、長期在外研究員として派遣されていた大阪地方裁判所の西澤瑞人判事補、東京地方裁判所の中山登判事補、大阪地方裁判所堺支部の水木淳判事補、横浜地方裁判所小田原支部の金森陽介判事補、福岡地方裁判所の小西隆博判事補から、それぞれの研究がある中、全面的な協力を得ることができ、他にも多くの関係者の方々から助力をいただいた。これらの方々に対しては、感謝の言葉も見つからない。

当職にとっては、本研究が新たな刺激となり、自らの視野を広げる契機となつたことから、継続的に自己の執務を見つめ直し、その改善に取り組んでいきたい。

以 上